

分析対象7社のうち3社(43%) (前回分析では17社のうち4社(24%))が、当該株式に基づく報酬取引に関する免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

みなし原価

有形固定資産や、原価モデルを選択している投資不動産、使用権資産、および限定的要件を満たす無形資産については、IFRS移行日現在の公正価値をIFRS移行日現在におけるみなし原価として使用することが認められている(IFRS1号D5項(D7項))。

分析対象7社のうち2社(29%) (前回分析では17社のうち3社(18%))が、当該みなし原価の使用を選択している旨の開示を行っていた。

借入コスト

借入コストは、本来は資産化の開始日に遡って資産化する必要があるが、借入コストの資産化に必要な情報を遡及的に入手するのにコストがかかることが想定されていることから、移行日からまたはIAS23号「借入コスト」28項で認められているそ

れより早い日から適用することを選択できる(IAS23号17項、IFRS1号D23項)。

分析対象7社のうち1社(14%) (前回分析では17社のうち2社(12%))が、当該借入コストに関する免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

収益

初度適用企業は、IFRS15号を遡及適用する必要があるが、表示する最も古い期間よりも前に完了した契約(企業が従前の会計原則に従っ

て識別した財またはサービスのすべてを移転している契約)を修正再表示することを要求されない(IFRS1号D35項)。

分析対象7社のうち表示する最も古い期間よりも前に完了した契約を修正再表示する要求の免除規定を選択している旨の開示を行っている企業はなかった(前回分析では17社のうち6社(35%))。

資産除去債務

資産除去債務に係る免除規定では、IFRS移行日前に発生した廃

棄、原状回復およびそれらに類似する負債の特定の変動について、関係する資産の原価に加減することが免除され、この免除を適用する場合にはIFRS移行日時点で負債を認識しなければならぬ(IFRS1号D21項)。

分析対象7社のうち当該資産除去債務に関する免除規定を選択している旨の開示を行っている企業はなかった(前回分析でも17社のうち0社(0%))。

第4章

当期利益・総資産は増加傾向に 調整表に関する開示状況

【この章のエッセンス】

●IFRS適用により、日本基準より当期利益が増加する企業の割合は67%。減少する企業の割合は33%で

あった。

●同、収益が増加または減少した企業はともに33%、純資産が増加または減少した企業はともに50%、総資産はすべての企業において増

加した。